

議会受付番号	鎌議第 1551 号
質問者	上畠寛弘 議員
答弁する者	市長（総務部職員課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項（鎌倉市議会会議規則第105条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

超過勤務と休日勤務の在り方、スライド勤務の推進

2 質問の要旨

- 1 職員課としては日々の超過勤務や休日勤務についてどのように捉えているのか。
- 2 現在の超過勤務や休日勤務を行う際のフローを示せ。
- 3 上長の監督責任として部下のみが超過勤務をした場合、成果と発生した超過勤務に見合う必要があるが、庁内に対してどのような方針を示して、チェックを行っているのか。
- 4 休日出勤、勤務は、通常の超過勤務よりはるかに割増されて手当はつくのか。どの程度か。その成果と必要性はその割合に見合っているか。
- 5 以上について、上司のみならず、職員課のチェック体制は如何か。
- 6 新たな職員課長となってから、スライド勤務の推進率はどの程度上がっているのか。パーセンテージとしていくらか。
- 7 スライド勤務推進に新職員課長は何をしたか。特段の政策はとったのか。具体的に何か。
- 8 10月23日、職員課長、総務部長は部下が残業する中、退勤していたが、職員課内の残業申請状況と各員の理由、発生した残業時間とコストを示せ。

3 答弁

- 1 時間外勤務は、正規の勤務時間では処理できない、公務のための臨時又は緊急の必要がある場合に命ずることができるものと考えています。
- 2 やむを得ず時間外勤務を行う場合、庶務事務システムで事前に所属長へ時間外勤務の予定申請を行います。時間外勤務終了後に、同様に所属長へ時間外勤務の実績申請を行います。なお、緊急の窓口対応などで、やむを得ず、予定申請ができずに時間外勤務を行わなければならない場合は、時間外勤務命令兼実施申請を行います。

- 3 庶務事務システムで時間外勤務の実績申請を行う際、職員は、システムの備考欄で所属長に勤務終了時間及び業務の進捗状況を報告することとしております。報告を受けた所属長は、その内容及び勤務時間等について確認の上、決裁を行うこととしています。以上のことについては、運用マニュアルで職員に示しております。
- 4 休日（土・日曜日）において勤務を命ぜられて出勤した職員には、勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じた額（通常の勤務日の17時15分以降の時間外勤務は125/100を乗じた額）を支給しています。なお、土曜日の勤務については原則振替としています。

また、その勤務が22時から翌日の5時までの間については、その割合に25/100を加えた割合を乗じた額を支給しています。

135/100は、労働基準法及び国家公務員に準じた休日勤務の割合であり、勤務内容によるものではありません。それぞれの管理職が、必要性があると判断した場合に、休日の勤務を命じています。
- 5 時間外勤務の成果とその必要性の確認については、時間外勤務の予定申請及び実績申請等の手続きの際に所属長が行っています。職員課では、職員の健康管理の観点から、月100時間超の時間外労働が発生した場合等に、その職員及び所属長に対し産業医が面談を行うとともに、その結果を踏まえて、必要に応じ所属長に対し改善措置を講ずるよう指導を行う体制を取っております。
- 6 平成27年10月26日現在、スライド勤務体制実施職場は、15課あります。現在の職員課長となった平成27年4月1日以降、新たにスライド勤務体制を実施した職場はありませんが、うち2課においてスライド勤務体制の拡充が図られており、その割合は13.3%になります。
- 7 スライド勤務体制の推進について、特段の政策は実施していませんが、多様な働き方についての検討については、国での検討を踏まえて、市でも行っていきます。
- 8 平成27年10月23日に職員課において超過勤務を行った者は5名です。議会事務により2時間30分9,018円、給与改定事務により1時間45分6,032円、事務補助嘱託員採用事務により2時間30分8,493円、採用試験事務により2時間00分4,202円、健診及び長時間勤務事務により2時間45分9,969円となります。